

令和8年度乳幼児との触れ合い体験実施業務委託仕様書

1 目的

少子化が進行し、普段の生活で乳幼児とふれあう機会が減少している中、若い世代にとって子どもを産み育てることや家族を持つことがイメージできる機会となること目的とする。

2 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）までとする。

3 委託業務の内容

次の事業に関して、別添「業務委託に関する個別事項」に基づき実施する。

(1) 乳幼児触れ合い体験の企画開催

4 対象となる経費

賃金、報償費（謝金）等の人件費、旅費、需用費、役務費、使用料、委託料など。

【経費の具体例】

費目	細目	具体例
人件費	賃金	従業員等の給料等（※1）
	報償費	受入先への謝礼金
旅費		職員の旅費等
需用費		消耗品費、印刷製本費等
役務費		通信運搬費、広告料、参加者の保険料等
委託料		触れ合い体験会場設営費・運営費等
使用料及び賃借料		会場の借上料

（※1）事業に携わる期間、業務割合等を勘案して所要額を算出。

5 受託者の義務

- (1) 労働安全規則に従い、常に安全管理に必要な措置を講じること。
- (2) 受託者は、本仕様書に明記されていない細部の事項については県の指示に従うものとし、たとえ指示がない場合でも当然なされなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (3) 結婚、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、特定の価値観を押しつけたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。
- (4) 本業務を遂行するに当たって、発生した事故等に関する損害について、その発生原因が受託者の責任による場合は、受託者の責任において処理することは

もちろん、その発生要因が受託者の責任によらない場合であっても、県の行う処理に協力すること。

- (5) 受託者は、守秘義務を厳守すること。また、本業務を遂行するに当たって知り得た事項は外部に漏らしてはならない。
- (6) 事業の実施にあたっては、県と十分に協議を行うこと。
- (7) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合またはこの仕様に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。

6 業務委託に係る著作権

- (1) 作成物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、特に別途定めのない限り、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、自ら作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 作成物の中に受託者が権利を有する著作物等が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 作成物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 作成物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 委託業務における報告事項

受託者は業務の実施について、以下の内容を報告することとする。

報告事項	報告時期
乳幼児触れ合い体験実施結果報告	実施毎
業務進捗状況	随時

8 スケジュールに関する特記事項

受託者は、詳細なスケジュール、実施方法及び安全面の対策について、契約締結後に県と協議した上で、実施計画書を提示し、承認を受けること。

9 留意事項

- (1) 業務委託契約を締結した際の業務委託料の額には、会場使用料、受入先に対する謝金等、乳幼児触れ合い体験の開催に係る一切の経費を含むこと。
- (2) 業務内容は、司会者、講師等の推薦、会場の手配、乳幼児触れ合い体験の企画、

受入保育所等との調整、参加申込手続、当日の受付業務など全般とする。

- (3) 乳幼児触れ合い体験の定員に対して参加申込多数の場合は抽選により決定すること。
- (4) 乳幼児触れ合い体験の参加者はイベント保険（障害保険及び損害賠償責任保険）に加入させること。加入に要する費用については、経費の中に含めること。乳幼児触れ合い体験の開催に当たっては、事故等がないよう一層の注意を払うとともに、事故等の防止策及び発生時の対応方法等について事前に県と協議を行うこと。
- (5) 成果品として実績報告書一式を印刷物及び電子媒体で1部ずつ提出すること。
- (6) 結婚、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、特定の価値観を押しつけたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。
- (7) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合またはこの仕様に定めのない事項については、県と十分協議を行うものとする。

10 その他の独自提案事項

本仕様書に記載のない事項であっても、本事業の目的達成に資するものであれば、積極的に提案を行うこと。

なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

業務委託に関する個別事項 (乳幼児触れ合い体験の企画開催)

1 趣旨

県では、少子化が進行し、普段の生活の中で乳幼児とふれあう機会が減少している中、若い世代にとって子どもを産み育てることや家族を持つことがイメージできる機会となるよう、若い世代と乳幼児との触れ合い体験を実施する。

2 委託業務内容

(1) 若い世代と乳幼児との触れ合い体験の企画開催

少子化の進行により、乳幼児と日常的に関わる機会が少なくなっている現状を踏まえ、若い世代が乳幼児と直接触れ合い、子どもや子育てに対する理解を深めることができるようなイベントの企画運営を行う。

・ 参加者募集・広報

若い世代と乳幼児との触れ合い体験の開催を企画し、実施する。

【乳幼児触れ合い体験の内容】

開催場所：県内の保育所等

実施時期：令和8年6月～令和9年3月

開催回数：3回以上

対 象：概ね高校生年代から30歳代の若者世代

参加者数：1回あたり15人程度

内 容：乳幼児との接し方やあやし方の指導

遊びや保育体験等を通じた乳幼児との触れ合い

若い世代と子育て世代との交流

参加者アンケートの実施など

そ の 他：上記内容に限定せず、若い世代の子どもや子育てに対する意識や価値観に前向きな変化を促すための新たな切り口からのご提案も積極的にご検討ください。

乳幼児触れ合い体験の開催にあたって、受入保育所等との内部調整及び参加者の募集も受託者にて行ってください。

(2) 成果品について

受託者は、成果品として以下を提出することとする。

- ・ 乳幼児触れ合い体験のアンケート集計結果
- ・ 乳幼児触れ合い体験の様子を撮影した写真データ
- ・ 実績報告書

(3) その他の独自の提案事項

本仕様書に記載のない事項であっても、本事業の目的達成に資するものであれば、積極的に提案を行うこと。

なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

3 その他

- (1) 業務委託契約を締結した際の業務委託料の額には、会場使用料、受入先に対する謝金等、乳幼児触れ合い体験の開催に係る一切の経費を含むこと。
- (2) 業務内容は、出演者、司会者、講師等の推薦、会場の手配、乳幼児触れ合い体験の企画、参加申込手続、当日の受付業務など全般とする。
- (3) 業務の各過程においては、鹿児島県子ども政策課と十分な協議、連携を行うこと。